

四日市ドーム・学校開放施設ＬＥＤ照明設備リース仕様書

１．目的

四日市ドーム及び学校開放施設の既存照明器具をＬＥＤ照明に取替え、維持管理の軽減、照度の確保及び消費電力の削減に伴う温室効果ガスの排出削減を図ることを目的とする。

２．適用範囲

本仕様書は、「四日市ドーム・学校開放施設ＬＥＤ照明設備リース」に適用する。

３．適用規格及び参考規格等

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

（１）電気用品安全法（ＰＳＥ）

※日本国内電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

（２）電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令５２号）

（３）公共建築改修工事標準仕様書

（４）公共建築設備工事標準図

（５）ＪＩＳ規格

J I S C 6 2 5 0 4	一般照明用ＬＥＤ製品及び関連装置の用語及び定義
J I S C 7 8 0 1	一般照明用光源の測光方法
J I S C 7 5 5 0	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
J I S C 8 1 0 5 - 1	照明器具－第１部：安全性要求事項通則
J I S C 8 1 0 5 - 2 - 1	照明器具－第２－１部：定着灯器具に関する安全性要求事項
J I S C 8 1 0 5 - 2 - 2	照明器具－第２－２部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
J I S C 8 1 0 5 - 2 - 2 2	照明器具－第２－２２部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項
J I S C 8 1 0 5 - 3	照明器具－第３部：性能要求事項通則
J I S C 8 1 0 5 - 5	照明器具－第５部：配光測定方法
J I S C 8 1 4 7 - 2 - 7	ランプ制御装置－第２－７部：非常時照明用制御装置の個別要求事項
J I S C 8 1 4 7 - 2 - 1 3	ランプ制御装置－第２－１３部：直流又は交流電源用ＬＥＤモジュール用制御装置の個別要求事項
J I S C 8 1 5 2 - 1	照明用白色発光ダイオード（ＬＥＤ）の測光方法－第

	1部：LEDパッケージ
JISC8152-2	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン
JISC8152-3	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法－第3部：光速維持率の測定方法
JISC8153	LEDモジュール用制御装置－性能要求事項
JISC8154	一般照明用LEDモジュール－安全仕様
JISC8155	一般照明用LEDモジュール－性能要求事項

その他業務に関連するJISに適合するもの又は同等以上のものであること。

- (6) JIEG-001「照明学会・技術指針 照明設計の保守率と保守計画」第3版
- (7) 日本建築センター『建築設備耐震設計・施工指針 2014年版』
- (8) JLMA（日本照明工業会）に適合するもの又は同等以上のものであること。

4. 契約概要

(1) 設置場所

- ①四日市ドーム（四日市市大字羽津甲5169番地）
 - ②四日市市立保々中学校（四日市市西村町2787番地2）
 - ③四日市市立内部中学校（四日市市波木町697番地）
 - ④四日市市立楠中学校（四日市市楠町北五味塚2092番地）
 - ⑤四日市市立羽津中学校（四日市市大字羽津甲26番地）
 - ⑥四日市市立笹川中学校（四日市市西日野町268番地2）
 - ⑦四日市市立桜中学校（四日市市桜町1604番地）
 - ⑧四日市市橋北交流施設【橋北交流会館体育館】（四日市市東新町26番32号）
- 以下、②から⑧を学校開放施設という。

(2) 貸借物品

LED照明器具本体及び付属品、その他取り付けに必要な資材等

(3) 実施設計及び設置工事期間

契約締結の日 から 令和9年3月31日

(4) 貸借期間

令和9年4月1日 から 令和19年3月31日

(5) 施工場所

照明器具一覧による。

対象：四日市ドームについては、屋内及び屋外の照明器具のうち、アリーナ、練習室2、
トイレ、清掃委託管理室の照明器具、客席誘導灯、グランドフットライト及び20

20年以降に設置されたLED照明器具についても対象としないものとする。

学校開放施設については、テニスコート、グラウンド、体育館の夜間照明器具（一部鋼製ポール再塗装）とする。

（6）賃貸借契約期間満了時の取り扱い

賃貸人（以下「受注者」という。）は、契約期間終了時、設置した照明器具等を賃借人（以下「発注者」という。）に無償で譲渡すること。

5. 履行内容

（1）設計図書の作成

（2）LED照明器具等の調達（付属品・取替に必要な部品を含む）

※ 別添「照明器具一覧」相当の器具等を調達すること。

（3）既設照明器具の撤去及び処分

（4）LED照明器具等の設置（施工）及び動作確認作業

（5）取り替えたLED照明器具等の賃貸期間中の維持管理

6. 照明器具等の仕様

（1）使用するすべての照明器具等はJIL5004「公共施設用照明器具」（以下、「公共施設用照明器具」という。）を使用すること。ただし、公共施設用照明器具の設定のない機種を選定する場合は、公共施設用照明器具の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のすべてに登録対応器具をもつメーカーの製品とすること。

なお、設置するLED照明器具等は、複数メーカーの製品を設置することも可とする。

（2）LED照明器具本体及び付属品等は、新品（未使用）であること。

（3）四日市ドームの屋外照明器具については、ランプのみの交換とするが、それ以外の照明器具は本体を含めた更新とし、ランプのみの交換は不可とする。

（4）照明器具には、LED球、ユニット等を含むこと。

（5）ISO9001（品質）の認証取得工場で製造していること。

（6）ISO14001（環境）の認証取得工場で製造していること。

（7）照明器具等は、事前に機器図面等を提出し、発注者の承諾を得ること。また、設置前に出荷証明書の写し及び仕様のわかるカタログ等を提出すること。

（8）照明器具等には、本契約の賃借物品であることが判別しやすいように、以下の項目をラベル等により表示すること。

- ・設置業者名
- ・賃借期間
- ・賃借物品であることの記載

- (9) 埋込照明器具は必要に応じてリニューアルプレート等を設置すること。
- (10) 既設機器とのサイズの違いによる壁または天井等の補修、開口加工、隙間埋め等は本契約に含む。
- (11) 既設器具の撤去跡については、既設同等材料を用いて適切に補修すること。
- (12) LED一体化ベースライトについては、ライトユニットが取り外し可能なものとする。
- (13) 四日市ドームについては、事務室、会議室等の対象室（アリーナ、練習室2、トイレ、清掃委託管理室を除く。）、屋外照明及び学校開放施設については、テニスコート、グラウンド、体育館の照度計算書、照度分布図を作成し、必要照度を満たす照明器具を選定すること。なお、各室の照度の下限値については、下表のとおりとすること。（JIS照明基準総則）

室名	設計照度 E [lx]
四日市ドーム	
玄関	100
事務室、会議室	500
廊下	100
階段	150
電気室・機械室	200
学校開放施設	
テニスコート	200
グラウンド	200
体育館（アリーナ）	300

※表に記載のない室等については、JIS照明基準（JIS Z 9110、JIS Z 9125、JIS Z 9127等）を基本とし、必要に応じて発注者と協議のうえ決定する。

- (14) 照明器具については、既設の状況の個数に合わせることを基本とするものの、必要照度を確保したうえで個数を減らす等の変更については、発注者との協議によるものとする。
- (15) 照明器具の設置においては、適切に落下防止措置を講じること。
- (16) 光源（LED）寿命は40,000時間（光束維持管理85%以上）以上、LED高天井照明については60,000時間（光束維持管理85%以上）以上の製品とすること。
- (17) LED高天井照明は、原則として躯体に直接固定し、かつ、ワイヤーで落下防止措置を講ずること。
- (18) 既設照明器具が設置された現場状況に応じて、適切に付属品（ガード、センサー等）を設置すること。

- (19) 屋外照明においては、鋼製ポールを再利用するものとする。ただし、学校開放施設(③⑥⑦)については、鋼製ポールの再塗装(塗装種別：鋼構造物用耐候性塗料3級)を行うこと。また、必要に応じて街路灯アダプターを設置すること。
- (20) 四日市ドームの対象照明器具のうち、床下ピット、空調機械室、身障者更衣室2、ロッカーシャワー室、東・西玄関、主機械室、受水槽の一部のものについては、防湿型を基本とする。また、屋外照明等、外部又は外部に面するものについては、耐重塩害型かつ防雨型を基本とし、外部プロパン庫の既設照明器具(2灯)については、耐重塩害型、防雨型、かつ防爆型を基本とする。
- 学校開放施設の対象照明器具のうち、外部又は外部に面するものについては、防雨型を基本とし、また、楠中学校については、耐塩害型かつ防雨型を基本とする。
- これら照明器具の仕様については、事前に発注者と協議のうえ承諾を得ること。
- (21) 学校開放施設の既設照明器具の付近にある既設殺虫器については、撤去すること。

7. 設置(施工)仕様

- (1) 施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行った上で、施設の運営に支障をきたさないように協力すること。また、契約後すみやかに、施工計画書(工程表、施工体系図、安全管理計画、使用材料届等を含む)を提出し、発注者の承諾を得ること。
- (2) 施設管理者と施工日時、安全管理、養生、運搬車等の駐停車場所、資材置き場等に関する調整を十分に行い、受注者の負担で必要な措置を講じること。また、工事の時間帯については夜間、休日、休館日、休校日も含め、状況に応じて施設管理者と調整すること。
- ・四日市ドームについては、月曜日(ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い平日(土曜日、日曜日及び休日でない日をいう。))及び12月29日から翌年1月3日までの休館日以外、開館しているため、騒音・振動を伴う作業は原則として施設の利用者が少ない時間帯または休館日に行うなど、施設運営の妨げとならないよう配慮すること。
 - ・学校開放施設については、**休校日を含め**、日中を中心に施設の利用があるため、騒音・振動を伴う作業は原則として施設利用者が少ない時間帯または休校日**等**に行うなど、**施設運営**の妨げとならないよう配慮すること。また、夜間作業においても近隣住民等の迷惑とならないよう十分な対策を講じること。
- (3) 工事期間中は、施設利用者の安全確保に努めること。
- (4) 資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。
- (5) 大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること。
- (6) 敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。

- (7) 既設構造物を汚損した場合は、受注者負担にて補修等を行うこと。
- (8) 現場調査、回路調査等を十分に行うこと。
- (9) 受注者は履行場所の現場調査を行い、各室等における必要照度が確保できるよう、照度計算を行ったうえで照度計算書、照度分布図、設計図書を作成し、発注者の承諾を得ること。
- (10) 本契約における施工は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）の最新版に準じて施工を行うこと。
- (11) 照明器具の取り付けに際しては、(10)に基づき、つりボルト等を適切に施工すること。なお、既設照明器具につりボルト等が設置されていない場合においても、本契約において施工すること。
- (12) 照明器具の取り付けにあたって必要となる足場は本契約において設置すること。
- (13) 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施し、その範囲については、発生時に協議の上、決定すること。
- (14) 工事写真の撮影方法については、「工事写真の撮り方 建築設備編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」に準拠し、事前に撮影対象、撮影箇所を発注者と協議すること。
- (15) 工事の着手、施工及び完成に当たり、官公庁ほかへの必要な届出手続等を、遅滞なく適切に行うこと。
- (16) 工事期間中、建設工事保険（管理財物担保特約に加入）、請負業者賠償責任保険、法定外労災補償制度に加入し、証書等の写しを提出すること。また、工事中における事故や損害が発生した場合は、受注者の負担にて解決すること。
- (17) 監督職員が指定する場所、時間における照度を測定し報告書を提出すること。
- (18) アスベストについては、関係法令に基づき必要な手続きを行ったうえ適切な方法で作業を行い、運搬及び処分に係る費用は受注者の負担とし、適切に処分を行うこと。
- また、令和5年度に本市が実施した四日市ドームにおけるアスベスト調査の結果については、別紙1「アスベスト調査」を参考とすること。
- (19) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等については速やかに搬出を行い、関係法令を遵守し、適正に処理すること。また、マニフェストの写しを提出すること。
- (20) 施工及び本契約に必要な照明器具等を調達するものとして、受注者は以下の全てを満たす者と直接契約を行い、工事着手までに下請届を提出すること。
- ・できる限り市内業者との契約優先に努めること。
 - ・経営事項審査（以下、「経審」という。）は、基準日を公告日として、有効期限内の結果を有していること。

- ・経審で、建設工事の種類は「電気工事」で登録されていること。
- ・経審において「電気工事」の総合評定値が700点以上であること。
- ・経審において「電気工事」における完成工事高が50,000千円以上であること。
- ・施工に際し、現場を司るものとして、電気工事施工管理技士を適正に配置すること。

8. 物品の保守等

契約期間中、器具等の不点灯や規定された光束維持率未滿となる等の不具合が発生した場合は、受注者の負担により、速やかに物品の取替え、修理等（調査、交換作業等を含む）を行うこと。ただし、その不具合の発生原因が、故意又は過失による損害、暴動による損失、地震等不可抗力によるもの、四日市ドームにおける大規模改修事業によるものは除く。

また、受注者は新価特約付動産総合保険に加入し、その適用範囲に基づき、発注者と協議のうえ対応すること。ただし、新価特約付動産総合保険の付保範囲外の費用負担については、別途協議するものとする。

なお、受注者は、設置作業終了後、不点灯等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出するものとする。

9. 物品の移動

発注者が照明器具等の設置箇所を変更するときは、受注者の承諾を得た上で、発注者の責において物品を取外し、再設置及び調整を行うこととする。また、変更後の機器は、引き続き受注者が管理すること。

10. 成果品の納品

受注者は賃借物品の設置期限までに、以下のものを提出すること。

- ・完成図書（照度計算書、照度分布図、試験成績書、完成図面、設置機器一覧表、設置機器図面、出荷証明書、完成写真、工事写真等）
紙図面1部及び電子データ（図面データはJWCAD及びPDF形式）によるCD-R形式1部
- ・保険に関する書類1式
- ・その他発注者から指示した事項

11. その他

- （1）賃貸借期間の開始は、全ての照明器具等の設置が完了し、検査に合格した上で、令和9年4月1日からとするが、設置した箇所から順次、仮使用を認めるものとする。

なお、仮使用期間中に照明器具等の不具合が発生し、その原因が受注者にあるときは、

受注者の負担で物品の修繕等を実施すること。

(2) 受注者が業務上必要とする電力、水道等の使用料については発注者の負担とする。

(3) 機器等の操作方法・取扱い注意事項について、スポーツ課職員、施設管理者及び四日市ドーム従事者に研修等を実施すること。

(3) 賃貸借料の支払いは、**賃貸借期間において**月額払い（120カ月）とする。

(4) 本仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要となる事項については、受注者が責任を持って、対応すること。なお、本仕様書に記載されているすべての作業に対し、いかなる場合においても四日市市に対し、別途請求することはできない。

(5) 入札にあたっては、必ず現地確認を行うものとする。

その日程は、四日市市シティプロモーション部スポーツ課（059-354-8428）へ事前に連絡のうえ調整することとする。

(6) 業務の実施にあたっては、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守すること。

(7) 本仕様書に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定することとする。

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者

（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（2）（1）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。